

## 65 歳以上の年金受給者で、 住民税を納付されている方へのお知らせです。

従来、住民税を納付書や口座振替により納付いただいておりますが、これからは年金を支給する年金保険者が年金より差し引いて市へ直接納入することになります。



特別徴収制度（住民税の年金からの天引き）は納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

裏面もご覧ください。

## 4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。  
ただし、以下の方については、対象となりません。



◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

引き落としの  
対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる  
住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくこととなります。

引き落としが  
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)や金融機関などで納める方法)により納めていただくこととなります。  
※中止となった場合、翌年度10月より新規として年金特徴が開始されます。

●詳しくは、下記までお問い合わせください。

阿賀野市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL (0250) 62-2510 (内線 2664、2665、2666)